

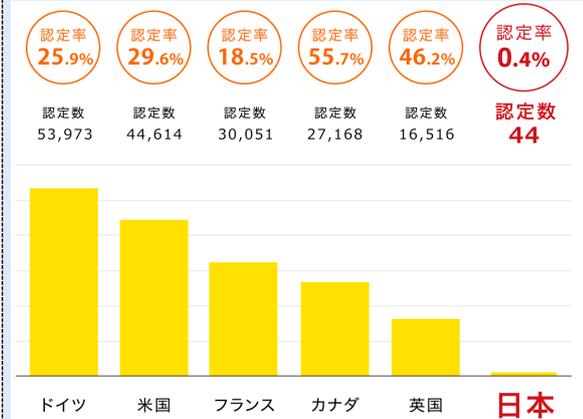
難民等保護法案・入管法改正案の立法事実

1 恣意的・不透明な難民認定

以下の原因によって本来適正に難民認定を受けるべき外国人が難民認定を受けていないため、日本の難民認定率は0.4%であり、欧米諸国の約20%から約50%と比較して極めて低い。

【原因】

- ・ 現行法では、難民認定は、専門性の高い公平・中立な第三者機関ではなく、外国人の出入国管理を担う入管当局が行っており、「保護」ではなく「管理」の観点で行われている。
- ・ 日本は難民条約を批准しているにもかかわらず、現行法上難民認定の基準が存在せず、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が示す国際基準に従った難民認定が行われていない。



出典：難民支援協会（2020年8月13日時点）

<https://www.refugee.or.jp/jar/report/2017/06/09-0001.shtml>

2 国際法違反の入管収容

- ・ 令和2年9月、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会は、日本政府に対する見解において、外国人の入管収容について、必要性・合理性の要件を満たしておらず、司法審査がなく無期限の入管収容であることが、国際人権規約（自由権規約）に違反しているとした。

3 長期収容の問題

- ・ 現行法は収容期限を定めておらず長期収容が問題となっており、令和元年末時点で、6か月以上の収容は462人（約44%）、3年以上の収容は63人（約6%）に及ぶ。
- ・ 令和元年6月、長崎県大村の入管施設において約3年7か月収容され、4回の仮放免申請を却下されたナイジェリア人（死亡当時40代）が、「日本で子どもが生活しており子どものためにも自ら帰国することを選ぶことはできません」、「私は自由になりたいだけだ」と訴え、退去強制に応じない限り続く無期限の収容に対してハンガーストライキを行い餓死する事件が発生した。平成19年以降に入管施設において被収容者が死亡したのは、本件を含めて14人に上っている（日弁連）。

4 人道上の理由により帰国できない外国人

- ・ 退去強制令書が発付されて日本国外への退去が命じられた外国人のうち、ほとんどが自費で出国しており、なお日本に残る外国人はごく少数である。
- ・ 日本国外への退去が命じられたにもかかわらず、なお日本に残るごく少数の外国人は、自分が難民であることその他迫害等のおそれにより本国に帰国することが困難であること、日本にいる家族との同居や日本にいる子の養育を行いたいこと、日本に生活の基盤があることなどの事情により、本国に帰りたくても帰ることができない事情を抱えている。